

Transaction M&A News

October 2009, Issue 12

PwC Japan Tax Newsletter

税理士法人プライスウォーターハウスクーパースは、プライスウォーターハウスクーパース(PwC)グローバルネットワークの日本におけるメンバーファームです。公認会計士、税理士等約 560 名のスタッフを有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC のグローバルネットワーク (www.pwc.com) に属する PwC 各メンバーファームは、クライアントおよびクライアントを取り巻く人々の信頼の確立と、価値の向上を目指して、監査、税務、アドバイザーサービスにおいて、クライアントの業種に焦点をあてたサービスを提供しております。PwC は、世界 151 カ国に 163,500 人のスタッフを有し、常に新たな視点からクライアントのご要望に即したアドバイスを提供できるよう、そのネットワークを十分に活用して問題解決に取り組んでいます。

このニュースレターは、概略的な内容をご紹介します。この情報が個々のケースにそのまま適用できるとは限りません。個別案件への対応、またはより専門的な案件への取り組みに際しましては、税理士法人プライスウォーターハウスクーパースのトランザクション/M&A部担当者にお問い合わせください。

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
〒100-6015
東京都千代田区霞が関3丁目2番5号
霞が関ビル15階
電話 : 03-5251-2400(代表)
<http://www.pwc.com/jp/tax>

*connectedthinking

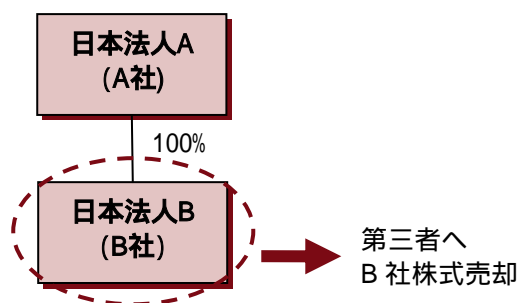
© 2009 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
プライスウォーターハウスクーパースとは、税理士法人プライスウォーターハウスクーパース、または、プライスウォーターハウスクーパースのグローバルネットワーク、ないしはそのメンバーファームを指しています。個々の組織は分離独立した法的組織となっています。

日本国内の子会社株式売却

昨年来、企業は事業構造の見直しを図り、選択と集中を進めていますが、今後は不採算事業の売却や本業以外の事業を売却する動きが活発化するものと考えられます。ひとえに事業を売却するといっても、買い手との売却額の交渉をスムーズに進めることや租税負担を意識して慎重に準備を行うことが必要となります。

本ニュースレターでは、日本国内の子会社株式を売却する場合の売り手の税金コストについてご説明いたします。なお、以下の例示は前提条件を単純にした試算となっていますので、実際の検討にあたっては、個々の会社の状況、資金調達方法等を含めて総合的な検討が必要となる旨ご注意ください。

具体例1 (日本法人 A が日本法人 B 株式を第三者へ売却)



前提条件

1. A社のB社株式税務簿価: 50億円
2. B社株式時価: 100億円
3. B社の分配可能額(利益剰余金): 20億円
4. 実効税率: 40%
5. A社においてB社は関係法人株式等に該当する
6. A社において負債利子控除はない
7. 源泉税の影響は考慮していない

上記の例示は、A社が100%子会社であるB社株式を第三者に売却するという取引ですが、B社を単純売却した場合と、分配可能額を日本法人A社に配当をした後、第三者に売却する場合はA社の売却後の手取額が異なります。

1) 株式売却

単純株式売却の場合には、A社はB社株式を時価で売却することになり、A社のB社株式売却に関する税務処理および税引後手取額は、以下のようになります。

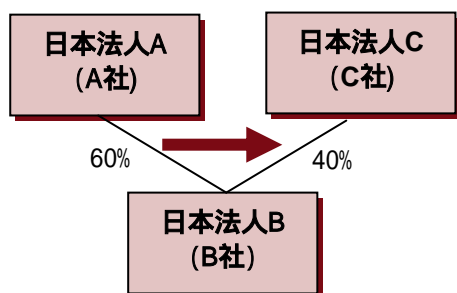
(借方)	現金	100億円	(貸方)	B社株式	50億円
				株式譲渡益	50億円
株式譲渡益に対する課税額 = 50億円 × 40% = 20億円					
株式売却税引後手取額 = 100億円 - 20億円 = 80億円					

2) 配当後に株式売却

株式売却前にA社はB社から剰余金の配当20億円を受け、その後、B社株式を売却する場合には、当該配当に相当する金額だけB社株式の時価は下がり、かつ、配当20億円はA社において全額益金不算入となります(法第23条一)。したがって、A社のB社株式売却に関する税務処理および税引後手取額は、以下のようになります。

(借方)	現金	20億円	(貸方)	受取配当金	20億円
(借方)	現金	80億円	(貸方)	B社株式	50億円
				株式譲渡益	30億円
株式譲渡益に対する課税額 = 30億円 × 40% = 12億円					
株式売却税引後手取額 = 100億円 - 12億円 = 88億円					

具体例2 (日本法人 A が日本法人 B 株式を日本法人 C 社へ売却する)



前提条件

2. A社のB社株式税務簿価: 30億円
3. B社株式時価: 100億円
4. B社の分配可能額(利益剰余金): 20億円
5. B社の資本金等の額: 10億円
6. B社の発行済株式: 100株(A社60株, C社40株)
7. A社においてB社は関係法人株式等に該当する
8. A社において負債利子控除はない
9. 源泉税の影響は考慮していない

上記の例示は、A社が保有するB社の株式をC社に売却し、B社事業から撤退するというケースです。A社が保有するB社株式をC社に売却する場合と、分配可能額の範囲内でB社がA社より自己株式を買取った後、A社が

保有する残りの B 社株式を C 社に売却する場合には A 社の売却後の手取額が異なります。

1) 株式売却

株式売却の場合には、A 社は B 社株式を時価 (60 億円 = 100 億円 × 60%) で売却することになり、この場合の A 社の B 社株式売却に関する税務処理および税引後手取額は、以下のようになります。

(借方)	現金	60 億円	(貸方)	B 社株式	30 億円
				株式譲渡益	30 億円
株式譲渡益に対する課税額 = 30 億円 × 40% = 12 億円					
株式売却税引後手取額 = 60 億円 - 12 億円 = 48 億円					

2) 自己株式買取り後に株式売却

B 社は分配可能額の範囲内で自己株式 20 株 (100 株 × 20 億円 / 時価 100 億円) を A 社から買い取り、その後、A 社は保有する残りの B 社株式 40 株を C 社に売却する場合には、A 社においてみなし配当が認識され益金不算入の取扱いを受けることができ (法 24 四、法 23 四)、かつ、B 社株式の売却による株式譲渡損益が認識されることとなります (法 61 の 2)。A 社の B 社株式売却に関する税務処理および税引後手取額は、以下のようになります。

(借方)	現金	20 億円	(貸方)	B 社株式	10 億円
	株式譲渡損	8 億円 (*2)		みなし配当	18 億円 (*1)
(借方)	現金	40 億円	(貸方)	B 社株式	20 億円
				株式譲渡益	20 億円
株式譲渡益に対する課税額 = (20 億円 - 8 億円) × 40% = 4.8 億円					
株式売却税引後手取額 = 60 億円 - 4.8 億円 = 55.2 億円					
*1 みなし配当 = 20 億円 - (資本金等 10 億円 × 20 株 / 100 株) = 18 億円					
*2 株式譲渡損 = 20 億円 - みなし配当 18 億円 - (B 社株式 30 億円 × 20 株 / 60 株) = 8 億円					

なお、2010 年税制改正で導入が検討されているグループ法人単体課税制度では、グループ子法人株式を発行人へ譲渡する場合には、当該譲渡損益を計上しないことが検討されています。当該税制の適用範囲を含め、今後の税制改正の動向について留意する必要があります。

より詳しい情報につきましては下記担当者にご連絡ください。

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
トランザクション/ M&A 部
〒100-6015
東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号
霞が関ビル 15 階
電話 : 03-5251-2400 (代表)
<http://www.pwc.com/jp/tax>

パートナー	宮川和也	03-5251-2462	kazuya.miyakawa@jp.pwc.com
	佐野勝也	03-5251-2774	masaya.sano@jp.pwc.com
	高島淳	03-5251-2574	jun.takashima@jp.pwc.com